

FASB/IASB 改訂概念フレームワークと 資産負債アプローチ

藤 井 秀 樹

国民経済雑誌 第 204 巻 第 1 号 抜刷

平成 23 年 7 月

FASB/IASB 改訂概念フレームワークと 資産負債アプローチ

藤 井 秀 樹

SOX 法と SEC 調査報告書の問題提起を受けて、FASB と IASB は2004年に概念フレームワークの改訂プロジェクトを立ち上げた。その目的は、既存の概念フレームワークに内在する問題点を解消し、原則主義に依拠した基準の開発体制を整備拡充することにあった。その作業の過程で、概念フレームワークの基礎をなす資産負債アプローチの再定義がなされ、当該アプローチは定義のみならず、認識・測定にも規範的な作用を及ぼす会計観として位置づけられることになった。本稿では、APB 時代の基準設定過程やコンバージェンスの今日的展開方向もふまえながら、資産負債アプローチの変質過程とその論理的含意について検討を行った。

キーワード FASB, IASB, 概念フレームワーク, 資産負債アプローチ,
公正価値測定

1 は じ め に

FASB は、1976年討議資料 (FASB [1976]¹⁾) において、「財務会計および財務報告のための概念フレームワークの基礎として、資産負債アプローチ (asset and liability view)、収益費用アプローチ (revenue and expense view) [……] のうち、いずれのアプローチが選択されるべきか」(par. 25) という問題提起を行った²⁾。資産負債アプローチという用語が、収益費用アプローチという用語とともに、FASB の公式文献に初めて登場したのは、会計観の選択をめぐるかかる問題提起においてであった³⁾。

概念書第6号 (FASB [1985]) において、資産負債アプローチに依拠した財務諸表の構成要素 (以下「財務諸表要素」またはたんに「要素」という場合もある) の定義が示されたことから、概念フレームワークの基礎には資産負債アプローチが選択されたものと、広く一般に理解されてきた (Storey and Storey [1998] pp. 78-79)。事実、かかる理解それ自体に異論を差し挟む余地はない。しかし、概念書第6号の公表によって、上記の選択問題に明確な決着がついたというわけでは決してなかった。

というのは、概念書第6号で資産負債アプローチに依拠した要素の定義が示されているに

もかわらず、一連の概念書において資産負債アプローチへの言及はまったく見られず、また概念フレームワークの基礎をなす会計観として資産負債アプローチが選択された経緯や理由についても、FASBは公式的な説明を一切行ってこなかったからである（Storey and Storey [1998] pp.78-79）。このために、概念フレームワークにおいて資産負債アプローチがどのように位置づけられているか（換言すれば当該会計観が概念フレームワークの形成にどのように作用しているか）については、依然として不明確な部分が残されたままとなっていたのである。さらに、概念書第5号（FASB [1984]）においては、概念書第6号で示された要素の定義と整合しない利益稼得プロセスが示されていることも、この問題と関連して看過されてはならない点である（SEC [2003] IVA）。

SEC 調査報告書（SEC [2003]）の問題提起を受けて開始された FASB/IASB 概念フレームワーク改訂プロジェクトにおいては、資産負債アプローチの再定義がなされ、既存の概念フレームワークに内在する問題点の解消が図られることになった。その成果の一部はすでに、改訂概念フレームワーク（FASB/IASB [2010]）として公表されている。そこで、以下本稿では、当該プロジェクトのこれまでの経緯を主要関連文献にもとづいて整理・検討し、当該プロジェクトの今日的到達点を確認するとともに、概念フレームワークの基礎としての資産負債アプローチの現代的意義を改めて考えてみることにしたいと思う。改訂概念フレームワークには、会計基準のコンバージェンスの指針として機能することが期待されている（FASB [2010]）。したがって、本稿での検討は、グローバルな会計規制の今日的な展開方向を見通すことにもつながるであろう。

2 資産負債アプローチの論理構成

——1976年討議資料の論点整理——

本題に入るまえに、本稿の検討の前提となる基礎概念の基本的な意味内容を確認しておく必要がある。この節では、資産負債アプローチの原初的形態を伝える1976年討議資料によりながら、当該会計観の論理構成とそれに関連する主要論点の（再）整理を行っていくことにしたい。以下この節で1976年討議資料から引用する場合、パラグラフ番号のかっこ書きによってその出所を示すことにする。

2.1 2つの会計観の論理構成

1976年討議資料によれば、「一期間における営利企業の正味資源の増分の測定値」（par. 34）を利益と定義するのが、資産負債アプローチである。⁴⁾すなわち、当該アプローチにおいては、「企業の経済的資源の財務的表現」（par. 34）である資産と、「将来他の実体（個人を含む）に資源を引き渡す企業の義務の財務的表現」（par. 34）である負債が「鍵概念」（key

表1 資産負債アプローチと収益費用アプローチの論理構成

	利益の定義	鍵概念	基本的な測定プロセス
資産負債アプローチ	一期間における企業の正味資源の増分の測定値	企業の経済的資源の財務的表現である資産、および将来他の実体に資源を引き渡す企業の義務の財務的表現としての負債	資産・負債の属性および当該属性の変動の測定 資産－負債＝純資産 純資産の増分＝利益
収益費用アプローチ	アウトプットを獲得し販売するためにインプットを収益的に活用する企業の活動成果の測定値	企業の収益稼得活動からのアウトプットの財務的表現である収益、および企業の収益稼得活動へのインプットの財務的表現である費用	収益・費用の測定および費用（努力）と成果（収益）の関連づけ（対応） 収益－費用＝利益

（出所）FASB [1976] により作成。

concept) とされ、「資産・負債の属性および当該属性の変動を測定することが、財務会計における基本的な測定プロセス」(par. 34) とみなされるのである。資産負債アプローチの支持者たちは、利益の測定プロセスを「収益と費用の対応」とみなすことを必ずしも否定しないが、彼らにとって「収益と費用の適切な対応は、資産と負債の適切な定義と測定の必然的な結果」(par. 37) でしかない。つまり、「〔財務諸表の〕連携を前提とすれば、利益の測定と資産・負債の増減の測定は同一の測定をなすが、資産負債アプローチにおいては、利益は〔資産・負債の〕従属変数となる」(par. 37) のである。

これに対して、「アウトプットを獲得し販売するためにインプットを収益的に活用する企業の活動成果の測定値」(par. 38) を利益と定義するのが、収益費用アプローチである。すなわち、当該アプローチにおいては、「企業の収益稼得活動からのアウトプット〔……〕の財務的表現」(par. 38) である収益と、「企業の収益稼得活動〔……〕へのインプットの財務的表現」(par. 38) である費用が「鍵概念」とされ、「収益・費用の測定、ならびに一期間における努力（費用）と成果（収益）を関連づけるための収益・費用認識の時点決定が、財務会計における基本的な測定プロセス」(par. 39) とみなされるのである。したがって、「収益費用アプローチにもとづく貸借対照表には、企業の経済的資源を表さない項目や、他の実体に資源を引き渡す義務を表さない項目が、〔計算擬制的な〕資産・負債またはその他の要素として収容されることがある」(pars. 42)。

資産負債アプローチと収益費用アプローチの論理構成に関する以上の議論を要約すれば、表1 のようになる。

2.2 2つの会計観の相違

2.2.1 実質的でない相違

1976年討議資料によれば、2つの会計観の相違には、「実質的でない相違」と「実質的な相違」があるとされる。1976年討議資料が「実質的でない相違」としているのは、①特定の会計観と特定の財務諸表の結びつきに関する相違と、②特定の会計観と特定の測定基準の結びつきに関する相違の2つである。

資産負債アプローチは貸借対照表（財政状態表）を重視する会計観であり、収益費用アプローチは損益計算書（利益計算書）を重視する会計観であるという解釈は、「誤った理解」にもとづくものである（par. 44）。なぜならば、「財政状態表における情報よりも利益計算書における情報の方が、投資者および債権者にとってより有用な情報であるという、収益費用アプローチの支持者たちの主張に、資産負債アプローチの支持者たちの多く〔……〕は、同意している」（par. 45）からである。

そしてまた、各アプローチは、「財務諸表要素のいくつかの異なった属性の測定と両立する」（par. 47）ので、「各アプローチと特定の測定基準の必然的な結びつきは存在しない」（par. 47）。たとえば、「現行の取引基準会計を擁護する代表的論者の何人かは収益費用アプローチの支持者である」（par. 47）が、収益費用アプローチのもとでの利益測定は「歴史的な原価を収益に対応させること」（par. 47）に限定されないのであって、「現在取替原価を販売収益に対応させること」（par. 47）も可能なのである。

2.2.2 実質的な相違

1976年討議資料が「実質的な相違」としているのは、①計算擬制の項目の貸借対照表への計上を認めるか否かの相違と、②利益の本質を純資産の増分とみるか、収益費用の差額とみるかの相違の2つである。

資産負債アプローチにおいては、利益は「一期間における当該企業の資産・負債の変動のみから生じる」（par. 54）とされる。したがって、当該利益測定の前提となる資産・負債は、当該企業の経済的資源またはその引き渡し義務の財務的表現である資産・負債に限定される（par. 54）。これに対して、収益費用アプローチにおいては、利益は「収益・費用の差額」（par. 49）とみなされるので、「収益費用アプローチの支持者たちは、一期間における良好もしくは適切な対応を得るために、資産負債アプローチの支持者たちが否認するようなある種の項目を、財政状態表または貸借対照表に積極的に記載しようとする」（par. 51）。ここでいう「ある種の項目」とは、企業の経済的資源やその引き渡し義務を表さない計算擬制的項目としての繰延費用および繰延収益・引当金をさす（par. 51）。

利益の本質をどうみるかに関する第2の相違は、以上の第1の相違と表裏の関係をなすも

のである。「収益，費用，利益の定義に対して，経済的資源・義務の変動との関連づけという制約を課すことは，利益概念を明確化し，利益測定値の信頼性を高める」(par. 60)という観点から，資産負債アプローチの支持者たちは，利益を「正味資源の増減の測定値」とすることの正当性を主張する。これに対して，収益費用アプローチの支持者たちは，「収益と費用の適切な対応」こそが適正な利益測定の基盤をなすという観点から，「経常的業績の測定に適合しない事象の財務的影響を〔見越・繰延操作によって〕排除し，企業業績に対して長期的にのみ作用する事業の財務的影響を平均化する」(par. 62)ことを，積極的に容認・推奨する。

3 資産負債アプローチ選択の経緯とその背景事情

既述のように，FASB は概念フレームワークの基礎として資産負債アプローチを選択したにもかかわらず，その経緯や理由を公式的には一切明らかにしてこなかった。しかし，FASB 関係者の個人的著作には，FASB が資産負債アプローチを選択した経緯を記録・検証したものが散見される。Storey and Storey [1998] は，そうした著作の 1 つである。著者の 1 人である Reed K. Storey は，APB の研究部長を務めたのち FASB の上級技術顧問 (senior technical advisor) に就任した。この節では，主として Storey and Storey [1998] の所説を手掛かりとしながら，概念フレームワークの基礎として FASB が資産負債アプローチを選択した経緯を跡づけていくことにしたいと思う。

3.1 資産負債アプローチが選択された理由と経緯

Storey and Storey [1998] は，概念フレームワークの基礎をなす会計観として FASB が資産負債アプローチを選択した理由を，以下のように要約している。

「FASB は，初期の経験（基準書第 2・7 号および第 5 号の設定に係る 1974～1975 年の経験——筆者注）から，利益とその構成要素の定義に依拠した資産・負債の定義（すなわち収益費用アプローチに依拠した資産・負債の定義——筆者注）は，機能しないということを確信していた。すでに述べたように，そのような定義は，研究開発支出の結果を資産とみなすか否か，自家保険引当金を負債とみなすか否かについて FASB が判断を行うさいに，ほとんど役に立たなかった。なぜならば，そうした定義は，ほとんどすべての借方残高を資産とし，ほとんどすべての貸方残高を負債とすることを容認するものになっているからである」(Storey and Storey [1998] p. 79)⁵⁾。

こうした定義の具体例として Storey and Storey [1998] (p. 74) は，APB ステートメント第 4 号 (APB [1970]) のそれをあげたうえで，次のように述べている。「かかる経験は，たんなる帳簿記入から生じる繰延費用・繰延収益に基礎をおく定義よりも，現実世界に存在す

る資源・義務に基礎をおく定義の方が、概念的にも実務的にも優位性を有するということを強く根拠づけるものとなった」。

ちなみに、APB ステートメント第4号においては、次のような資産・負債の定義が示されている。⁶⁾「資産——一般に認められた会計原則に準拠して認識・測定される企業の経済的資源。資産にはさらに、資源ではないが、一般に認められた会計原則に準拠して認識・測定されるある種の繰延費用も含まれる」(APB [1970] par. 132)。「負債——一般に認められた会計原則に準拠して認識・測定される企業の経済的義務。負債にはさらに、義務ではないが、一般に認められた会計原則に準拠して認識・測定されるある種の繰延貸方項目も含まれる」(APB [1970] par. 133)。Storey and Storey [1998] によれば、これらの定義がその後段において、資源・義務ではないが、「一般に認められた会計原則」に準拠して認識・測定される計算擬制的項目も資産・負債に含まれるとしている点が、FASB においては問題とされたのであった。⁷⁾

Storey and Storey [1998] (p. 79) は、さらに続けて次のように述べている。「審議会は、資産と負債の定義を前提とせずに収益と費用を定義づけることが可能かどうかを検証しようと試みた。審議会は、討議資料（1976年討議資料——筆者注）の回答者に対して、経済的資源と義務（すなわち資産と負債）から完全にまたは部分的に独立し、かつまた概念フレームワークの全般に適用可能な収益と費用の明瞭な定義を検討して提示するよう要請した〔……〕。適正な対応や利益の非歪曲性といった主観的な指針に依拠することなくそれを行うことのできる回答者が一人もいなかったということは、審議会在最終的に収益費用アプローチを棄却する十分な理由となった」。すなわち、「収益費用アプローチは、解決策の一部であるというよりも、〔解決されるべき〕問題の一部であると、審議会は考えた」(Storey and Storey [1998] p. 80) のであった。

以上のことから、伝統的な会計観である収益費用アプローチが計算擬制的項目の貸借対照表計上を容認する会計観であることを、FASB はかなり早い段階（すなわち FASB 設立直後の1974～1975年の段階）から問題視していたことが理解されるのである。すなわち、既述のように、資産負債アプローチなる新たな会計観は公式的には、概念フレームワークの基礎の選択問題にかかわって提示されたものであったが、Storey and Storey [1998] の説明によるかぎり、それは問題提起のためのいわば1つのレトリックであって、1976年討議資料に込められた FASB の真意は当初から、会計規制の基礎をなす会計観を収益費用アプローチから資産負債アプローチに誘導・転換することにあったと解することができる（というよりもむしろ、そのように解さざるを得ない）のである。

3.2 会計実務における収益費用アプローチの優占と会計観の根本的変更

概念フレームワークの基礎として資産負債アプローチを FASB が選択した理由が Storey and Storey [1998] の説明する通りであったとすれば、FASB はなぜ、それを公式的に表明しなかったのでしょうか。

Storey and Storey [1998] (p. 81) は、当時の状況について次のように述べている。「FASB が1970年代に収益費用アプローチを詳細に検討した当時、当該アプローチは40年以上にわたって、会計実務およびほとんどすべての権威ある会計プロナウンスメントの基礎をなしていた。研究開発支出および見越将来損失に関する初期のプロジェクトを手掛けたさい、会計実務や会計人の考え方のなかに収益費用アプローチがいかに深く浸透しているかを、FASB は明確な証拠を通して理解した。『原価と収益の適切な対応』の強調、『期間純利益の歪曲』の回避への関心、『計算擬制的項目』の貸借対照表計上の積極的容認といった特徴はすべて、収益費用アプローチのそれである [……]。FASB が討議資料を公表した当時、収益費用アプローチは、ほとんどの FASB 構成団体関係者 (constituents) にとって馴染みのある唯一の会計観であった」。

したがって、資産負債アプローチにもとづく定義を FASB が選択したことは、「財務会計を基本的に原価収益対応のプロセスとして強調することからの〔会計観の〕根本的な変更を意味していた」(Storey and Storey [1998] p. 76)。会計規制の基礎をなす会計観のかかる「根本的な変更」には当然のことながら、伝統的な収益費用アプローチに慣れ親しんできた実務界から強い反発が寄せられることになった。Storey and Storey [1998] (p. 81) は、資産負債アプローチの選択という FASB の意向に接した構成団体関係者たちの反応を、以下のように述懐している。「FASB の主たる関心が、機能する一組の定義の必要性にあることを、彼らの多くは信じることができなかつたし、信じようとしなかつた。[……] 資産・負債の定義を基礎概念とみなすべきであるという考えは、収益費用アプローチの支持者たちにとっては受け入れがたいものであった [……]」。

3.3 構成団体関係者の反発と「実質的でない相違」の含意

Storey and Storey [1998] (p. 81) は、さらに続けて次のように述べている。「不幸なことに、この問題は高度に感情的な問題となり、FASB の説明を受け入れなかった人々の多くは、FASB の決定についてさらなる説明を求めた。[……] 財務諸表要素の定義に関する FASB の決定に、FASB 構成団体関係者は何か尋常でないもの、おそらくは悪意をさえ、感じ取っていたのである」。

このような状況のもとで、構成団体関係者たちによって「資産負債アプローチに対する一般的な批判」の論点とされたのは、FASB が次のような会計の「変更」を目論んでいるので

はないかということであった (Storey and Storey [1998] p. 81)。すなわち、①利益計算書よりも貸借対照表を重視することによって純利益および利益計算書の重要性を低下させること、②完結した取引と原価収益対応に依拠した会計を、現在価値または現在原価による資産・負債の評価に依拠した「新しい」会計に差し替えること、である。

ここで想起されるべきは、1976年討議資料において提示された2つの会計観の間の「実質的でない相違」(すなわち、特定の会計観と特定の財務諸表の結びつきに関する相違と、特定の会計観と特定の測定基準の結びつきに関する相違——2節2.2.1参照)である。これら2つの「実質的でない相違」は、上記①②の批判の論点にまさしく対応するものとなっているからである。

すなわち、以上のことから、1976年討議資料において2つの会計観の間の「実質的でない相違」とそれに関する一定の議論(釈明)が提示されたのは、会計観の「根本的変更」に対する構成団体関係者たちの「高度に感情的」な反発を考慮したものであって、それはより具体的には、当該反発に対するFASBとしてのとりあえずの回答を含意していたと推察されるのである。そしてさらに踏み込んでいえば、FASBが、概念フレームワークの基礎として資産負債アプローチを選択したにもかかわらず、一連の概念書において資産負債アプローチにまったく言及することがなく、また当該選択の経緯や理由についても公式的な説明を一切行うことがなかったのは、「FASBが〔会計観の根本的変更によって〕会計の世界をひっくり返そうとしているという恐怖心」(Storey and Storey [1998] p. 83)を持った構成団体関係者たちに、付加的な批判の材料を与えないようにするための配慮(換言すれば、Storey and Storey [1998]で示されたような資産負債アプローチ選択の経緯と理由をFASBの公式見解として取りまとめることができないほど、資産負債アプローチへの反発が強かった当時の会計規制環境への配慮)を反映したものではなかったかと推察されるのである。

他方、1976年討議資料で提示された「実質的でない相違」が、FASBが主張するように、2つの会計観の間の文字通りの「実質的でない相違」であるとすれば、2つの会計観の間の「実質的な相違」は財務諸表要素の定義の相違に限定されることになる。事実、FASBのメンバーを務めたO. Gelleinは、「〔定義のアンカーとなる〕概念的根源性(conceptual primacy)は、どの情報が最も有用かという問題や、情報がどのように測定されるかという問題とは関係がない。それは、たんに〔財務諸表要素の〕定義が何に依存するかを指示するものである」(Gellein [1986] p. 15)と述べている。

概念フレームワークにおける資産負債アプローチの機能を定義の領域に限定するこうしたFASBの当初の立場は、一連の概念書(とりわけ第5号および第6号)におおむね反映されていると考えることができるが、そのより意識的かつ忠実な継承事例は、日本版概念フレームワーク(ASBJ [2006])に見出すことができる。日本版概念フレームワークにおいては、

この点に関連して次のようなスタンスが表明されている。「本章では、はじめに資産と負債に独立した定義を与え、そこから純資産と包括利益の定義を導いている。[……] ここで資産・負債の定義からはじめるのは、財務報告の対象を確定し定義する作業が容易になるからであり、情報としての有用性を比較したものでもなければ、特定の測定方法を一義的に導くことを意図したものでもない」(ASBJ [2006] 第3章序文⁸⁾)。日本版概念フレームワークは事実、かかるスタンスから、純利益に独立した定義を与えたとともに、それと関連させて（ということはすなわち資産・負債の定義に第一義的に依存させることなく）収益と費用の定義を導出している（ASBJ [2006] 第3章パラグラフ13・15⁹⁾）。

ところが、ASBJがかかるスタンスを継承・堅持したのとは対照的に、FASBはその後、資産負債アプローチの機能を定義の領域に限定する当初の立場から漸次、離反していくことになる。それが具体的かつ組織的な動きとして顕在化したのが、2004年10月にIASBとの共同プロジェクトとして取り組まれることになった概念フレームワークの改訂作業であった。次節ではその経緯を追っていききたいと思う。

4 概念フレームワーク改訂プロジェクトの展開 ——資産負債アプローチの再定義と「忠実な表現」——

4.1 概念フレームワーク改訂プロジェクトの経緯

表2は、概念フレームワーク改訂プロジェクトの準備段階から現時点での到達点をなす改訂概念フレームワーク（FASB/IASB [2010]）の公表に至るまでの経緯をまとめたものである。以下では、この略年譜によりながら、その経緯を概観していくことにしたいと思う¹⁰⁾。

表2 概念フレームワーク改訂プロジェクトの経緯

2002年7月	SOX法（企業改革法）の成立
2003年7月	SEC研究報告書（SEC [2003]）の公表
2004年7月	SEC [2003] への回答書（FASB [2004]）の公表
10月	概念フレームワーク改訂プロジェクトの開始
2006年7月	予備的見解（FASB/IASB [2006]）の公表
2008年5月	公開草案（FASB/IASB [2008]）の公表
2010年9月	改訂概念フレームワーク（FASB/IASB [2010]）の公表

4.1.1 SOX法の成立とSEC研究報告書の公表

エンロン・ワールドコム事件（2001～2002年）に端を発して2002年7月に、証券2法以来の大改革を証券規制制度にもたらしたといわれている Sarbanes-Oxley 法（企業改革法、以下「SOX法」と略す）が成立した。同法は、「規則主義会計」（rules-based accounting）が一連の会計不正の温床になったという認識から、その第108条(d)において、「原則主義会計の

採用」(adopting principles-based accounting)について研究し、その成果を1年以内に議会に報告するよう、SECに要請した。¹¹⁾この要請に応じて公表されたのが、SEC研究報告書(SEC [2003])であった。

SEC研究報告書は、SOX法で要請された研究の成果をふまえて、「原則主義ないし目的指向基準」(principles-based or objectives-oriented basis)¹²⁾にもとづく基準設定をより一層不断に追求すべきことを勧告した(SEC [2003] Executive Summary)。同報告書はさらに、基準設定体制をより目的指向的なものにするための作業の一環として、概念フレームワークの改訂に着手する必要があるという認識を示したうえで、次のような具体的な課題の遂行をFASBに対して求めた(SEC [2003] IVA)。すなわち、①目的適合性、信頼性、比較可能性の間のトレードオフについてより明確な指針を示すこと(概念書第2号の改訂)、②概念書第5号における利益稼得プロセスに関する議論と第6号における定義の不整合を解消すること(概念書第5号と第6号の改訂)、③測定属性の選択に関するパラダイムを確立すること(概念書第5号と第7号の改訂)、¹³⁾である。

さらにSEC研究報告書は、「収益費用アプローチは、基準設定とりわけ目的指向的〔基準設定〕体制において利用するには不適切である」(SEC [2003] III B)と断言する一方で、「FASBは、目的指向的基準設定体制(objectives-oriented standard setting regime)への移行に向けた取組みを継続するなかで、資産負債アプローチを堅持すべきである」(SEC [2003] IVA)と勧告している。

4.1.2 予備的見解と公開草案における提案

FASBは、SEC研究報告書に対する回答書(FASB [2004])を公表し、「審議会はSEC研究報告書を歓迎し、〔そこで示された〕一連の勧告に同意する」という公式見解を表明した(FASB [2004] p. 1)。資産負債アプローチの堅持を求める同報告書の勧告についても、FASBは賛同の意思を明確に表明している(FASB [2004] p. 7)。概念フレームワークの改訂に関する勧告については、すでに進行中の3つのプロジェクトが概念書に一定の修正をもたらすものであると述べる一方で、2004年4月の合同会議において、FASBとIASBが、「概念フレームワークを、明確で、完全で、内的に整合したものにすることを目標とした『概念フレームワーク改訂』プロジェクトに着手することに合意した」ことをあげ、それをもって上記勧告に対する回答としている(FASB [2004] pp. 8-9)。¹⁴⁾

2004年4月の合同会議における合意を受けて、概念フレームワークの改訂作業はFASB/IASBの共同プロジェクトとして取り組まれることになり、同年10月に当該プロジェクトは両審議会のアジェンダに加えられた(FASB [2010])。当該プロジェクトは8つのフェーズで構成されたが、¹⁵⁾改訂作業において先行したのは、「目的と質的特性」(フェーズA)と「報

告実体」(フェーズD)であった(FASB [2007])。このうち本稿の検討課題との関連で最も注目されるのは、「目的と質的特性」であり、とりわけ「質的特性」であった。フェーズAの暫定的成果として、FASB/IASBは、2006年に予備的見解(FASB/IASB [2006])を、2008年に公開草案(FASB/IASB [2008])を、それぞれ公表した。

予備的見解は、質的特性の改訂において、「両審議会の現行フレームワークに見られる信頼性の質的特性を、忠実な表現(faithful representation)という質的特性に差し替える」という提案を行った(FASB/IASB [2006] par. S8. 傍点は原文イタリック。以下同じ)。忠実な表現とは、「情報は、[意思決定に有用であるためには]それが表現しようとする現実世界の経済的現象の忠実な表現でなくてはならない」(FASB/IASB [2006] par. QC16)とする質的特性である。

予備的見解には、世界各国・各地域の回答者から179通のコメントレターが発出された。忠実な表現の差替提案については、そのうちの73%が反対意見を表明し、23%が「忠実な表現は信頼性と同等のものではない」などとする批判意見を表明した。両審議会の当該提案に対して賛成意見を表明した回答者は、わずか5%に過ぎなかった(IASB [2007] par. 56)。ところが、このような圧倒的多数の反対意見や批判意見を押し切る形で、予備的見解の改訂版ともいえるべき公開草案は、忠実な表現を「基本的な質的特性」(fundamental qualitative characteristics, 以下「基本的特性」という場合もある)の1つとして位置づける(換言すれば、信頼性を忠実な表現によって差し替える)という(再)提案を行ったのであった(FASB/IASB [2008] par. QC2)。

4.1.3 改訂概念フレームワークの公表

FASB/IASBは2010年9月に、フェーズAの最終成果として、改訂概念フレームワーク(FASB/IASB [2010])¹⁶⁾を公表した。そこでは、公開草案におけると同様、忠実な表現は目的適合性とならんで、基本的特性の1つとして位置づけられている(FASB/IASB [2010] par. QC5)。改訂概念フレームワークで示された質的特性とその構成要素の基本的な体系は、公開草案で示されたそれとまったく同じものとなっている(表3参照)。すなわち、信頼性を忠実な表現に差し替えるという予備的見解以来のFASB/IASBの当初方針は、改訂概念フレームワークの策定作業においても堅持され、当該提案は、その他の質的特性とその構成要素に関する諸提案と併せて、ほぼそのままの形で正式文書化されたのであった。¹⁷⁾

FASB/IASB [2010] (par. BC3.3)によれば、両審議会は公開草案に対して142通のコメントレター(回答)を受け取り、そこで提示されたすべての論点を検討した結果をふまえて改訂概念フレームワークを公表したとされる。しかし、「[公開草案に対する]回答者の過半数は、忠実な表現を基本的な質的特性の1つとすることに賛同しているが、彼らの多くはさら

表3 提案された質的特性とその構成要素の比較

予備的見解	公開草案	改訂概念フレームワーク
1. 目的適合性 予測価値, 確認価値, 適時性 2. 忠実な表現 検証可能性, 中立性, 完全性 3. 比較可能性 4. 理解可能性	基本的特性 1. 目的適合性 予測価値, 確認価値 2. 忠実な表現 完全性, 中立性, 不偏性 補強的特性 1. 比較可能性 2. 検証可能性 3. 適時性 4. 理解可能性	基本的特性 1. 目的適合性 予測価値, 確認価値 2. 忠実な表現 完全性, 中立性, 不偏性 補強的特性 1. 比較可能性 2. 検証可能性 3. 適時性 4. 理解可能性

(出所) FASB/IASB [2006]; FASB/IASB [2008]; FASB/IASB [2010] により作成。

(注1) 予備的見解と公開草案で一般的な制約条件とされた「重要性」と「コスト(・ベネフィット)」は、本表では省略している。

(注2) 序数番号は、本表の作成に当たり筆者が便宜的に付したものである。

に、信頼性という用語を忠実な表現という用語に差し替えることについて両審議会は十分な説明を行っていないと考えられると、述べている」(IASB [2008] par. 51, 太字は原文ゴシック)。とすれば、改訂概念フレームワークの公表に当たって、コメントレーターにおけるそうした多数意見がどのように検討されたのかが、次に問われなくてはならない問題となるであろう。予備的見解から公開草案に至る過程で観察された対応(コメントレーターで表明された多数意見の全面的棄却、その限りでのデュー・プロセスの形骸化)と類似した対応が、公開草案から改訂概念フレームワークに至る過程においても観察されたのである。

4.2 検証可能性の位置づけの変更と概念の再構成

信頼性の忠実な表現への差替えの含意を最も象徴的に物語っているのは、概念フレームワーク改訂プロジェクトの過程で実施された検証可能性の位置づけの変更と当該概念の再構成である。その経緯と概要を追跡していくことで、コメントレーターで示された多数意見がFASB/IASBの審議においてどのように検討(処遇)されたのかを、論理分析的に跡づけていくことができる。

4.2.1 質的特性間のトレードオフ

会計情報の評価規準としての質的特性をアメリカにおいて初めて公式的に定式化したAAA [1966] では、目的適合性、検証可能性、不偏性、数量化可能性という4つの質的特性¹⁸⁾が提示され(p. 8)、原価情報と時価情報の比較優位が、目的適合性と検証可能性のトレードオフ関係のもとで論じられている(pp. 28 and 30)。また、AAA [1966] のこうした議論を継承したFASB概念書第2号においても、検証可能性を1つの構成要素とする信頼性の作

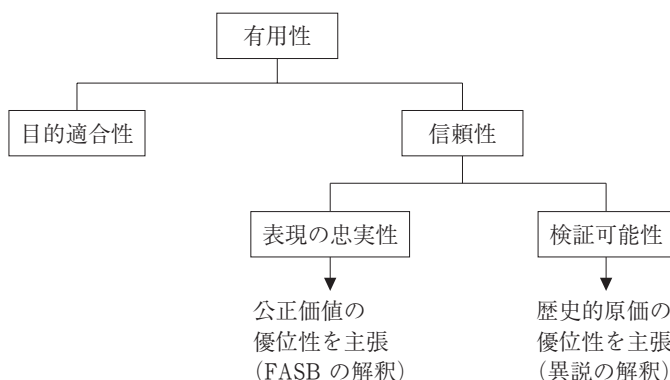
用が、目的適合性とのトレードオフ関係のもとで議論されている (pars. 15 and 90)。

FASB 構成団体関係者が質的特性間のこうしたトレードオフをどのように受けとめ、その実務的な含意をどのように解釈してきたかについて、FASB シニア・プロジェクト・マネジャーの L. T. Johnson¹⁹⁾ は次のように述べている。「歴史的な原価よりも公正価値を反映した財務諸表測定値〔の表示〕を要求するさいに審議会が検討してきたトレードオフの適切性を、とりわけ彼らは問題にしてきた。彼らの〔主張の〕基本的な前提は、歴史的な原価は、公正価値ほど目的適合的でないにしても、信頼性がより高いのは明らかであるということのようである。そのために、彼らは、目的適合性と信頼性のトレードオフにおいては、公正価値よりも歴史的な原価を重視するべきであると主張している」(Johnson [2005] p. 1)。

これに対して、FASB は、「公正価値情報は歴史的な原価情報よりも投資者および与信者にとって目的適合的であるという判断から、財務諸表での公正価値測定により広範な利用を要求してきた」(Johnson [2005] p. 4) のである。Johnson [2005] によれば、こうした見解の相違が生じた主たる理由は、信頼性の解釈いかにあるとされる。すなわち、歴史的な原価の優位性を主張する構成団体関係者のなかには、「信頼性を正確性と同一視していると思われる者もいるし、それを基本的に検証可能性を意味するものとみなしている者もいる」(Johnson [2005] p. 2)。しかし、「しばしば見過ごされているのは、表現の忠実性を備えるためには、会計上の測定値または記述は、たんなる会計上の概念ではなく、経済的現象すなわち経済的な資源および義務ならびにそれらに変動をもたらす取引を反映したものでなくてはならないということである。繰延費用や繰延収益が、資産たる経済的資源や負債たる経済的義務を反映していないのであれば、それらの描写は表現の忠実性を備えていない。かかる理由から、それらの描写は信頼性を欠き、したがって有用ではない」(Johnson [2005] p. 2)²⁰⁾。

つまり、上掲の見解の相違は、目的適合性と信頼性のトレードオフを検討するさいに、表現の忠実性に重点をおくか (FASB の立場)、検証可能性に重点をおくか (実務＝異説の立場) の相違に主として起因するものであると、Johnson [2005] は述べているのである (図 1 参照)。目的適合性と信頼性のトレードオフの解釈をめぐる異説の主要な発生理由がそのような点にあるとすれば、信頼性を忠実な表現に差し替えるとともに、忠実な表現の構成要素から検証可能性を排除し、忠実な表現が、「財務報告における会計測定値または記述と、それらが表現しようとする経済的現象の対応または一致」(FASB/IASB [2006] par. BC2. 28) を第一義的に要求する質的特性であることをより明確に打ち出すことが、当該異説を封殺するための有力な改訂措置として浮上することになるであろう。改訂概念フレームワークは、まさにそうした措置を具体化したものとなっているのである (本節 4.3 参照)。

図1 目的適合性と信頼性のトレードオフをめぐる2つの解釈



(出所) Johnson [2005] により作成。

4.2.2 検証可能性概念の再構成

改訂概念フレームワークにおいては、検証可能性の(再)提示に当たって、「直接的検証」(direct verification)と「間接的検証」(indirect verification)という新しい概念が導入されていることも見逃せない点である (FASB/IASB [2010] QC27²¹⁾)。直接的検証とは、会計測定値それ自体を、現金の有高、有価証券の市場価格、棚卸資産の有高のような現実世界の経済的現象に依拠して直接的に検証するものである。これに対して、間接的検証とは、会計測定値を、同じ会計方法にもとづき、インプットの調査とアウトプットの再計算を行うことによって検証するものであり、配分によって決定された棚卸資産計上額や減価償却費の帳簿記録に依拠した検証がその代表的な事例をなす (Johnson [2005] p. 3)。

これら2つの検証について、Johnson [2005] (p. 3) は次のように述べている。「直接的検証は、測定者のバイアスと測定値のバイアスの両方を最小化する性質を持つ。これに対して、間接的検証は、測定者のバイアスだけを最小化する性質を持つのであって、会計方法や配分方法の選択が介在することから測定値のバイアスについてはそうした性質を持たない。したがって、たとえ測定者間に合意があったとしても、表現しようとする経済的現象と対応しない測定値を会計方法がもたらすならば、間接的に検証された測定値は信頼性を欠くものとなる」。すなわち、Johnson [2005] によれば、間接的検証よりも直接的検証の方が、バイアスの最小化という点では優位性を有するとされているのである。こうした新しい解釈をとるような検証概念が改訂概念フレームワークに導入されたということは、そこで(再)提示された検証可能性概念には、Johnson [2005] が主張するような規範的意味が付加されていると考えるべきであろう²²⁾。

すなわち、以上を要するに、検証可能性は、それ自体の作用によっては有用性を担保することができないとされる「補強的な質的特性」(enhancing qualitative characteristics, 以下

「補強的特性」という場合もある)の1つとして位置づけられているだけでなく(表3参照²³⁾),当該概念それ自体にも重要な再構成が施され,「適格者であれば,相互に独立して仕事をして,同一の証拠,資料または記録の検討からは,本質的に類似した数値または結論が導かれるという情報の属性」(AAA [1966] p. 10)とする本来の検証可能性概念(改訂概念フレームワークという間接的検証)の批判的相対化がなされているのである。

4.3 多数意見に対する FASB/IASB のスタンス

以上の検討から浮かび上がってくるのは,Johnson [2005] で問題とされたような異説が生じる余地を,概念フレームワークから徹底して排除しようとする FASB/IASB の一貫した意思(姿勢)である。

Johnson [2005] によれば,当該異説は,信頼性の構成要素をなす検証可能性の伝統的解釈に依拠して主張されてきたものである。したがって信頼性を忠実な表現に差し替えるという提案は,そうした異説の論拠そのものを概念フレームワークから除去することを含意し,その限りでそれは上掲のような FASB/IASB の意思の極めて直截的な表れということができるが,そうであればこそ当該提案に対して反対意見や批判意見を表明するということは, FASB/IASB にとっては,概念フレームワーク改訂プロジェクトそれ自体に対する抵抗・批判を意味するものであったと推察されるのである。換言すれば, FASB/IASB が,本節 4.1 で見てきたような経緯のなかで概念フレームワーク改訂プロジェクトをあえて立ち上げたということは,両審議会は上掲のような異説の封殺を当該プロジェクトの主目的の1つとして明確に意識していたということであり,そのことは裏を返せば,当該異説を支持する意見が実務界から当該プロジェクトに対して寄せられることを, FASB/IASB は当初から想定していたということを意味すると考えられるのである。

このように考えるならば,当該プロジェクトの過程で発出されたコメントレーターの多数意見が2度にわたって(すなわち予備的見解と公開草案の公表時に),ほとんど即時的かつ全面的に棄却されたことも整合的に説明することが可能となるのである。やや先回りしていえば,そうした多数意見は,とりわけ FASB にとっては, APB 時代からルール設定の局面において繰り返し執拗に実務界から提起されてきたものであり,したがってそれらは, SOX 法の成立を受けて開始された概念フレームワーク改訂プロジェクトの進行過程においてはもはや説得や妥協の対象となりうるものではなかったということである。

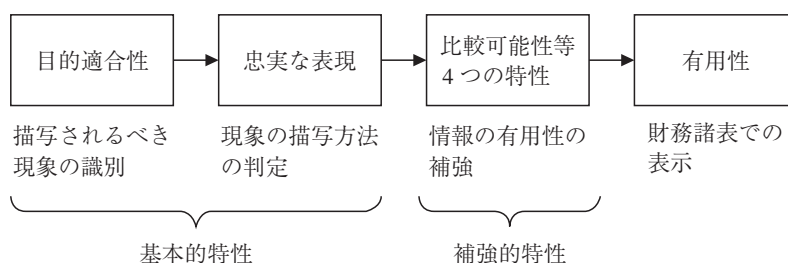
公開草案における以下の記述は,コメントレーターの多数意見に対する FASB/IASB の基本的なスタンスを伝えたものであり,以上の推論の傍証となるであろう。「ディスカッション・ペーパー(予備的見解をさす——筆者注)に対する回答者の多くが,信頼性を忠実な表現に差し替えるという両審議会の予備的決定に対して否定的なコメントを表明した。しかしな

がら、それらのコメントにおいて、個々の回答者は、現行のフレームワークにおいて両審議会が信頼性について記述しているのとは異なる形で、信頼性の記述を行っていた。さらにまた、多くの回答者が、両審議会の理解する信頼性よりも検証可能性に近い形で、信頼性の記述を行っていた。こうしたコメントに接したことによって、信頼性を忠実な表現に差し替えるという決定を、両審議会はより強い確信をもって行うに至った。再審議の過程で、両審議会は、忠実な表現についてさらなる誤解が生じないようにするために、いくつかの措置を講じた。その措置とは、忠実な表現の構成要素に不偏性を明示的に含めることと、忠実な表現の構成要素から検証可能性を排除することであった」(FASB/IASB [2008] par. BC2. 16)。

4.4 資産負債アプローチの変質

公開草案によれば、目的適合性は「どの経済的現象を財務報告において描写するべきかを識別」(FASB/IASB [2008] par. QC12) するための特性であり、忠実な表現は、目的適合性の適用によって識別された経済的現象について「どのような描写が関連する当該現象に最もよく対応しているかを判定」(FASB/IASB [2008] par. QC13) するための特性であるとされ²⁴⁾る。そして、目的適合性と忠実な表現を兼ね備えた情報の有用性が、補強的特性の適用によって「補強」(enhance)されることになる(FASB/IASB [2008] par. QC15)。つまり、改訂概念フレームワークにおいては、①財務報告で描写されるべき経済的現象の識別(目的適合性)、②識別された経済的現象の描写方法の判定(忠実な表現)、③目的適合性と忠実な表現を兼ね備えた情報の有用性の補強(比較可能性を含む補強的特性)という「論理的序列」²⁵⁾(logical order)が定式化されているのである(図2参照)。

図2 質的特性の論理的序列



(出所) FASB/IASB [2010] により作成。

かかる論理的序列の提示は、改めて指摘するまでもなく、SEC 研究報告書で要請された3つの課題のうちの第1(目的適合性、信頼性、比較可能性の間のトレードオフについてより明確な指針を示すこと)に対応するものである。この改訂措置によって質的特性間の関係それ自体は、異説の生じる余地が基本的に排除されたという意味で、より明確なものになっ

たといえるであろう。

しかし他方で、忠実な表現は、検証可能性がその構成要素から排除されたために、改訂前の信頼性が有していたような目的適合性に対する牽制機能を喪失する結果となっている。この改訂に関連して看過されてならないより重要な点は、①「公正価値情報は〔……〕投資者および与信者にとって目的適合的である」(Johnson [2005] p. 4) という論理的経路と、②公正価値情報は「報告実体の現在の財政状態をよりよく反映 (すなわち忠実に表現——筆者注) しており、報告実体の過去の業績および将来の見通しの評価をより容易にする」(Johnson [2005] p. 4) という論理的経路が、上掲の論理的序列においては共存的に (すなわち相互の牽制機能が欠如した状態で) 組み込まれているということである。その結果、当該論理的序列は、目的適合性と忠実な表現の観点から重疊的に (あるいは予定調和的に) 公正価値情報の有用性を導出するものとなっているのである。

このような論理的序列の成立を可能にしているのは、忠実な表現の基底に据えられた資産負債アプローチの新しい定義 (位置づけ) である。概念フレームワーク改訂プロジェクトの立ち上げを勧告した SEC 研究報告書には、資産負債アプローチについて次のような記述が見られる。「資産負債アプローチは、基本的な経済的実質に最も強固な概念的写像を与えることによって、基準設定プロセスに最も適切なアンカーを提供するものとなる。したがって、かかる資産負債アプローチは、識別された資産・負債はいつ認識され、それらはどのように測定されるべきかの基準を設定する FASB の努力のみならず、基準の最適範囲——すなわちどのような取引または事象が基準によって規定されるべきか——を確定する同審議会の努力にとっても、重要なものになると思われる」(SEC [2003] III B)。

つまり、SEC 研究報告書においては、「資産・負債はいつ認識され、それらはどのように測定されるべきかの基準」を設定し、「基準の最適範囲」を確定するさいの概念的アンカーとして機能することが、資産負債アプローチには期待されているのである。ということは、すなわち、当該アプローチは、かつて1976年討議資料において定式化され、Gellein [1986] (p. 15) によってパラフレーズされたような「たんに定義が何に依存するかを指示する」会計観ではなく、「どの情報が最も有用かという問題」や「情報がどのように測定されるべきかという問題」の検討に対しても規範的な指示を与える会計観として位置づけられているということである。

以上に見るような位置づけの変更は、資産負債アプローチの事実上の再定義を意味するが、1976年討議資料において「実質的でない相違」ということがことさら強調された「特定の会計観と特定の測定基準の結びつきに関する相違」が、制度設計に重要な影響を及ぼす「実質的な相違」として取り扱われるようになったこと (すなわち会計観の本質にふれる部分に重要な改訂が加えられたこと) を考慮するならば、上掲の位置づけの変更は、資産負債アプロ

一ちの再定義というよりも、むしろその変質を意味するものといった方が適切かもしれない。

資産負債アプローチのこのような再定義（変質）を前提とすることによって、SEC 研究報告書で要請された第2の課題（概念書第5号における利益稼得プロセスに関する議論と第6号における定義の不整合を解消すること）もはじめて、制度設計上の有意味な課題となるのである。なぜならば、資産負債アプローチを「たんに定義が何に依存するかを指示する」会計観と捉える1976年討議資料や Gellein [1986] の観点からすれば、「利益稼得プロセスに関する議論」（すなわち認識・測定に関する議論）と「財務諸表要素の定義に関する議論」は明確に切り離してなされるべきものであり、したがって、両者をあえて整合させる必要性は生じるべくもないからである。事実、FASB はかつてそのような説明を行うことによって、資産負債アプローチに対する構成団体関係者の反発や恐怖心の鎮静化を図ってきたのであった（3節3.3参照）。両者の間の不整合を解消することが概念フレームワークの改訂にかかわる重要課題の1つとして提起されたということは、逆にいえば、当該プロジェクトの発足時点においては資産負債アプローチの既述のような再定義（変質）がSECやFASBの関係者の間ですでに広く共有されていた（または共有可能なものとなっていた）ということを示唆しているのである。²⁷⁾

さらにいえば、SEC 研究報告書で要請された第3の課題（測定属性の選択に関するパラダイムを確立すること）も、第2の課題と同様、資産負債アプローチの再定義（変質）と密接に結びついたものと推察され、当該課題にかかわる改訂作業の展開方向は、資産負債アプローチの再定義（変質）を象徴的に具現した忠実な表現の論理的含意（報告実体の財政状態を忠実に表現するのは公正価値情報であるという規範的な観点）と関連させることによってより明確に見通すことができるように思われる。²⁸⁾

5 お わ り に

以上によって、概念フレームワーク改訂プロジェクトのこれまでの経緯を主要関連文献にもとづいて整理・検討し、当該プロジェクトの今日的到達点を確認するとともに、概念フレームワークの基礎としての資産負債アプローチの現代的意義を再考するという本稿の目的は、おおむね達成されたものと思われる。

信頼性の忠実な表現への差替えというFASB/IASBの提案に対して示された回答者の多数意見は、伝統的な検証可能性概念に依拠した会計的認識・測定の優位性を主張するものであった。そこで措定されている会計観は、継続的な帳簿記入を通じて確定された歴史的原価を一定の方法にもとづいて期間配分するシステムとして会計を捉えるものであり、したがってそれは大きな括りとしては、収益費用アプローチないしそれに近接する会計観と見なして差し支えないものであった。ということは、すなわち、アメリカの制度設計者は、APB時代

から今日に至るまでは一貫して、「解決策の一部であるというよりも、[解決されるべき]問題の一部である」収益費用アプローチと対峙し、その影響力を制度設計から排除するための試行を繰り返してきたということである。

かかる試行が系統的に追求されるようになったのは FASB の創設後であり、とりわけ 1976 年討議資料の公表後であったが、3 節 3.3 で見てきたように、FASB のそうした試行に対して、構成団体関係者は「恐怖心」を覚えるほどの強い拒否反応を示してきたのであった。しかし他方で、資産負債アプローチに依拠した制度設計を是とする FASB の原則的立場もまた、その後 30 年以上にわたって堅持されるほど強固なものであった。このような一連の諸状況を改めて総合的に勘案するならば、資産負債アプローチを「たんに定義が何に依存するかを指示する」会計観とした当初の公式的定義はじつは、当該会計観に強い拒否反応を示した当時の実務界に対する FASB の妥協（譲歩）を表すものであって、概念フレームワーク改訂プロジェクトの過程で再定義された資産負債アプローチこそが、FASB が構想した当該会計観の本来の姿を示すものであったと解釈することもできるのである。このような解釈による場合、当該再定義は、資産負債アプローチの変質を示すものというよりも、むしろその本来の趣旨の復元・徹底を示すものであったということになるであろう。

資産負債アプローチの定義に見るこうした変化は、コンバージェンスの展開方向にも重要な影響を及ぼすことになる。たとえば、財務報告において表示されるべき利益について、資産負債アプローチの当初定義を忠実に継承・堅持して基準開発を続ける ASBJ は純利益と包括利益の並列開示を主張しているのに対して、再定義された資産負債アプローチを基準開発の指針とする FASB/IASB は包括利益の一元的開示（純利益の開示禁止）²⁹⁾を指向している。実行可能性の問題を差し当たり捨象して、概念フレームワーク改訂プロジェクトの過程で示された FASB/IASB の理念的な議論を純粹展開させるならば、「純利益と包括利益の並列開示」から「包括利益の一元的開示」への移行が、コンバージェンスの今後の基本的な展開方向として規範化されることになるであろう。³⁰⁾

注

- 1) 1976 年討議資料で示された資産負債アプローチの論理構成とその含意については、藤井 [1997] 第 2 章で、筆者なりの紹介・検討を行っている。
- 2) 1976 年討議資料では、第 3 の会計観として「非連携アプローチ」(nonarticulated view) も掲げられているが、当該会計観は本稿の検討と直接的な関連性を持たないので、以下では取り上げないことにする。この点については、Storey and Storey [1998] (p. 78 footnote 116) も参照されたい。
- 3) ただし、AAA [1957] や Sprouse and Moonitz [1962] に、資産負債アプローチの萌芽的会計観を見出すことができる。たとえば、Sprouse and Moonitz [1962] (p. 5) においては、「貸借対照

表アプローチ」(balance-sheet approach)という用語が用いられている。

- 4) ただし、純資産の直接的な増減をもたらす資本拠出等は除くとされる。FASB [1976] (par. 194, E-1)。
 - 5) この引用文における「初期の経験」の詳細については、Storey and Storey [1998] (pp. 48-49) を参照されたい。なお、「初期の経験」に関連する基準書は、次の通りである。第2号「研究開発費の会計」(1974年10月)、第5号「偶発事象の会計」(1975年3月)、第7号「開発段階の企業の会計および報告」(1975年6月)。
 - 6) APB ステートメント第4号で示されたかかる定義の問題点を、Storey and Storey [1998] (p. 74) は、次のように指摘している。「これらの定義は循環的であり、閉じていない。なぜならば、これらの定義は一般に認められた会計原則を決定する一方で、一般に認められた会計原則によって当該定義の内容が決定されるからである。したがって、どのようなものであれ、APB が資産・負債と見なせば、それが資産・負債になるのである」。以上の点については、Sprouse [1966]; 津守 [2002] (173-176頁) も参照されたい。
 - 7) Storey and Storey [1998] (p. 76) によれば、「APB ステートメント第4号における定義は実際、FASB が定義を開発しようとしていた当時の会計実務を反映したものであった」とされている。この点については、Johnson [2004a] (p. 4) における次の指摘も参照されたい。「APB ステートメント第4号は、財務諸表がどのようなものであるべきかということよりも、当時の財務諸表がどのようなものであるかということに焦点を当てたものであり、『基本的には記述的なもので、規範的なものではなかった』ということ、APB 自身も承知していた」。
- したがって、当時の「一般に認められた会計原則」は基本的に、慣習的な会計観である収益費用アプローチに依拠したものであった。Storey and Storey [1998] (p. 81)。
- 8) 斎藤 [2010] (109-110頁) における以下の指摘は、かかるスタンスが採用された論拠を考えるうえで示唆的である。「定義の問題であれば、観察概念に近い資産・負債から、より抽象的な収益・費用なり利益なりを定義するのが当然である。その順序が反対になると、利益の年度間配分に伴う経過的な計算項目が、擬制的な資産や負債としてバランスシートに紛れ込む。[……改行] しかし、だからといって後者(情報価値決定——筆者注)の側面で、資産・負債の情報が利益情報よりも有用だとは決まらない。[……] そこ(バランスシート——筆者注)で開示される資産や負債、あるいは純資産の大きさは、企業価値との間に直接の関係をもたないからである」。
 - 9) ASBJ [2006] (第3章) で示された収益・費用の定義は、次の通りである。「収益とは、純利益または少数株主損益を増加させる項目であり、特定期間の期末までに生じた資産の増加や負債の減少に見合う額のうち、投資のリスクから解放された部分である」(パラグラフ13)。「費用とは、純利益または少数株主損益を減少させる項目であり、特定期間の期末までに生じた資産の減少や負債の増加に見合う額のうち、投資のリスクから解放された部分である」(パラグラフ15)。
 - 10) 以下の経緯については、藤井 [2009] [2010b] で別途、紹介と整理を行っている。以下の記述の多くも、当該拙稿に依拠している。
 - 11) SOX 法第108条 (d) (1) (B) は、研究の具体的なテーマとして、(i)アメリカにおいて原則主義の会計および財務報告が存在する範囲、(ii)規則主義の財務報告から原則主義の財務報告に転換するのに必要とされる時間、(iii)原則主義のシステムを機能させる可能性と機能させるための方法、(iv)原則主義のシステムの機能に関する詳細な経済分析の4つを、掲げている。

- 12) SEC 研究報告書は、同報告書において正式に定義された用語であるという理由から、「原則主義」に代えて、「目的指向基準」という用語を優先的に使用している。当該用語の定義については、藤井 [2010b] (51頁) を参照されたい。しかし、FASB [2004] (p. 2) によれば、「[SEC 研究報告書で提された]『目的指向的』アプローチは、本審議会の提案書 (FASB [2002] をさす——筆者注) で提示された原則主義アプローチと類似したものである」とされている。
- 13) SEC 研究報告書 (SEC [2003] IVA) は、これら 3 つの課題を、「3 脚台」(three-legged stool) と呼んでいる。
- 14) ここでいう 3 つのプロジェクトとは、収益認識プロジェクト、負債・持分プロジェクト、公正価値測定プロジェクトである (FASB [2004] p. 8)。また、SEC 研究報告書の公表に先行して、基準設定への「原則主義アプローチ」(principles-based approach) の導入を提案した FASB [2002] を公表し、当該提案の具体化に向けた検討をすでに開始していることにも、当該回答書は言及している (FASB [2004] p. 1 and footnote 1)。
- 15) 当該プロジェクトを構成する 8 つのフェーズは、次の通りである。A 「目的と質的特性」、B 「要素と認識」、C 「測定」、D 「報告実体」、E 「財務報告の範囲、表示と開示」、F 「概念フレームワークの目的と位置づけ」、G 「概念フレームワークの非営利組織への適用」、H 「その他の諸問題」。FASB [2007]。
- 16) この改訂概念フレームワークは、FASB においては、概念書第 1 号および第 2 号を改訂 (代替) するものであり、概念書第 8 号として位置づけられている。
- 17) 予備の見解と公開草案で一般的な制約条件とされていた「重要性」と「コスト (・ベネフィット)」が、改訂概念フレームワークでは質的特性から除外されたほか、質的特性の定義や説明に関する記述に一定の変更や加筆が施されている。
- 18) AAA [1966] (p. 8) では、周知のように、質的特性ではなく、「会計情報基準」(standards for accounting information) という用語が使われている。
- 19) 著者の L. T. Johnson は、Johnson [2004a]; [2004b] における論調から、概念フレームワーク改訂プロジェクトに深く関係していたことが分かる。
- 20) Johnson [2005] が当該記述において依拠している FASB 概念書第 2 号では、周知のように、「忠実な表現」ではなく、「表現の忠実性」(representational faithfulness) という呼称が用いられている。本稿では、「表現の忠実性」と「忠実な表現」の訳し分けは、当該各引用文献の原表記に依拠して行っている。
- 21) これら概念の導入は、予備の見解 (FASB/IASB [2006] pars. S9, QC23 and QC25-26) および公開草案 (FASB/IASB [2008] par. QC21) においても提案されていたものである。
- 22) ただし、間接的検証に対する直接的検証の優位性を主張するこうした主張は、改訂概念フレームワークでは明示されていない。
- 23) 補強的特性の位置づけについては、FASB/IASB [2008] (pars. QC15 and QC25); FASB/IASB [2010] (par. QC33) を参照されたい。
- 24) 目的適合性と忠実な表現の機能に関するこうした説明は、改訂概念フレームワークにおいては明示されていない。しかし、当該説明に繋がる考え方は、当該フレームワークにおいても継承されていると考えられる。
- 25) 「論理的序列」という表現は、新しく提案された質的特性間の関係を説明するために予備的見

解 (FASB/IASB [2006] par. QC41) において用いられたものである。公開草案および改訂概念フレームワークにおいてこの表現は用いられていないが、改訂概念フレームワークにおける質的特性の関係を的確に記述したものと評しうるので、本文ではあえてこの表現を援用している。

- 26) ただし1976年討議資料においてもう1つの「実質的でない相違」とされた「特定の会計観と特定の財務諸表の結びつきに関する相違」が、改訂概念フレームワークにおいてどのように取り扱われているかは、必ずしも明らかではない。
- 27) ただし、第2の課題に対応するフェーズB（要素と認識）については、現在までのところ、具体的な成果は示されていない。
- 28) 第3の課題に対応するフェーズC（測定）についても、フェーズBと同様、現在までのところ、具体的な成果は示されていない。
- 29) この点については、藤井 [2007] 第6章で筆者なりの論点整理を行っている。
- 30) このことは他面において、実務における一般的承認のプロセスを捨象し、制度設計者の理念的な議論のみによって社会的制度としての会計ルールを設定することは可能かという問題の存在を示唆している。この点については、藤井 [2007] 第7章；藤井 [2010a] を参照されたい。

参 考 文 献

- AAA [1957], Committee on Accounting Concepts and Standards, "Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements—1957 Revision," *The Accounting Review*, Vol. 32, No. 4, pp. 536–546, 中島省吾訳 [1984] 『増訂 A. A. A. 会計原則——原文・解説・訳文および訳註——』中央経済社, 190–210頁。
- AAA [1966], Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory, *A Statement of Basic Accounting Theory*, AAA, 飯野利夫訳 [1969] 『アメリカ会計学会・基礎的会計理論』国元書房。
- AIA [1953], Committee on Terminology, *Review and Résumé*, Accounting Terminology Bulletins No. 1.
- AICPA [1958], "Report to Council of the Special Committee on Research Program," *The Journal of Accountancy*, Vol. 106, No. 6, pp. 62–68.
- [1965], "Summary of the Report of the Special Committee on Opinions of The Accounting Principles Board," *The Journal of Accountancy*, Vol. 119, No. 6, pp. 12, 14 and 16.
- [1973], Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements, *Objectives of Financial Statements*, AICPA, 川口順一訳 [1976] 『アメリカ公認会計士協会・財務諸表の目的』同文館。
- APB [1970], *Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*, Statement of the Accounting Principles Board No. 4, AICPA, 川口順一訳 [1973] 『アメリカ公認会計士協会・企業会計原則』同文館。
- FASB [1976], *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB Discussion Memorandum, 津守常弘監訳 [1997] 『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。
- [1980], *Qualitative Characteristics of Accounting Information*, Statement of Financial Accounting Concepts No. 2, 森川八洲男監訳, 小栗崇資・佐藤信彦・原陽一共訳 [1988] 『現在アメリカ会計の基礎概念——FASB 財務会計概念報告書——』白桃書房；平松一夫, 広瀬義州訳 [2002]

- 『FASB 財務会計の諸概念』増補版, 中央経済社。
- [1984], *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, Statement of Financial Accounting Concepts No. 5, 平松一夫, 広瀬義州訳 [2002] 『FASB 財務会計の諸概念』増補版, 中央経済社。
- [1985], *Elements of Financial Statements*, Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, 平松一夫, 広瀬義州訳 [2002] 『FASB 財務会計の諸概念』増補版, 中央経済社。
- [2002], *Proposal; Principles-Based Approach to U. S. Standard Setting*, File Reference No. 1125-001, October 21, 2002.
- [2004], *FASB Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System*, July 2004.
- [2007], *Conceptual Framework—Joint Project of the IASB and FASB*, Project Update, Conduct and Status of Project, Updated through July 10, 2007.
- [2010], *Conceptual Framework—Joint Project of the IASB and FASB*, Project Information Page, Last Updated on November 23, 2010.
- FASB/IASB [2006], FASB, *Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Financial Accounting Series, No. 1260-001, July 6, 2006; IASB, *Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Discussion Paper, July 2006.
- [2008], FASB, *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Exposure Draft, Financial Accounting Series, No. 1570-100, May 29, 2008; IASB, *Exposure Draft of An Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1: The Objective of Financial Reporting, Chapter 2: Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-Useful Financial Reporting Information*, May 2008.
- [2010], FASB, *Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, SFAC No. 8; IASB, *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*.
- Gellein, O. S. [1986], “Financial Reporting: The State of Standard Setting,” in B. N. Schwartz (ed.), *Advances in Accounting*, Vol. 3, JAI Press, pp. 3-23.
- [1992], “Primacy: Asset or Income?” in G. J. Previts (ed.), *Research in Accounting Regulation*, Vol. 6, JAI Press Inc., pp. 197-199.
- IASB [2007], *Conceptual Framework, Phase A: Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics—Comment Letter Summary (Agenda Paper 3A)*, Information for Observers, 20 February 2007.
- [2008], *Conceptual Framework, Comment Letter Summary: Objectives and Qualitative Characteristics (Agenda Paper 2A)*, Information for Observers, December 2008.
- IASC [1989], *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, 国際会計基準委員会 [1989] 『財務諸表の作成表示に関する枠組み』。

- Johnson, L. T. [2004a], "The Project to Revisit the Conceptual Framework," *The FASB Report*, December 28, 2004.
- [2004b], "Understanding the Conceptual Framework," *The FASB Report*, December 28, 2004.
- [2005], "Relevance and Reliability," *The FASB Report*, February 28, 2005.
- SEC [2003], Office of the Chief Accountant Office of Economic Analysis, United States Securities and Exchange Commission, *Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*, Submitted to Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs of the United States Senate and Committee on Financial Services of the United States House of Representatives, Modified: 07/25/2003.
- Sprouse, R. T. [1966], "Accounting for What-You-May-Call-Its," *The Journal of Accountancy*, Vol. 122, No. 4, pp. 45-53.
- Sprouse, R. T. and M. Moonitz [1962], *A Tentative Set of Board Accounting Principles for Business Enterprises*, Accounting Research Study No. 3, AICPA, 佐藤孝一, 新井清光共訳 [1962]『アメリカ公認会計士協会・会計公準と会計原則』中央経済社。
- Storey, R. K. and S. Storey [1998], *The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, FASB Special Report, (財) 企業財務制度研究会訳 [2001]『財務会計の概念および基準のフレームワーク』COFRI 実務研究叢書, 中央経済社。
- ASBJ [2006] 企業会計基準委員会『財務会計の概念フレームワーク』討議資料。
- 岩崎勇 [2011]「IASB の会計概念フレームワークについて——財務報告の目的及び財務報告情報の質的特性を中心として——」『税経通信』第66巻第5号, 38-43頁。
- 斎藤静樹 [2010]『会計基準の研究』増補版, 中央経済社。
- 桜井久勝 [2007]「概念フレームワークのコンバージェンス」『企業会計』第59巻第1号, 78-85頁。
- [2009]「会計の国際的統合と概念フレームワーク」『企業会計』第61巻第2号, 18-25頁。
- 津守常弘 [2002]『会計基準形成の論理』森山書店。
- [2008]「『財務会計概念フレームワーク』の新局面と会計研究の課題」『企業会計』第60巻第3号, 4-14頁。
- 藤井秀樹 [1997]『現代企業会計論——会計観の転換と取得原価主義会計の可能性——』森山書店。
- [2007]『制度変化の会計学——会計基準のコンバージェンスを見すえて——』中央経済社。
- [2009]「会計制度形成の現代的特点と展開方向——改訂概念フレームワーク草案における『忠実な表現』に寄せて——」日本会計研究学会スタディ・グループ『会計制度の成立根拠とGAAPの現代的意義』中間報告, 87-109頁。
- [2010a]「総括と展望——GAAPの変質と制度の形成要因——」日本会計研究学会スタディ・グループ『会計制度の成立根拠とGAAPの現代的意義』最終報告, 97-104頁。
- [2010b]「会計基準の国際統合と資産負債アプローチ」『税経通信』第65巻第9号, 49-56頁。